

Weekly Report

第223号
平成25年9月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

消費増税時の住宅取得に「すまい給付金」

◆収入が一定以下の住宅取得者に給付金

消費税率引上げが実施された場合、住宅取得については、原則として引渡し時点での消費税率が適用されず（経過措置により今月までに契約を締結していれば、引渡し後26年4月以降でも5%が適用）。

引上げ後の税率が適用される住宅取得者に対しては、住宅ローン減税の拡充（26年4月施行）に加えて、収入が一定以下の方を対象に現金を給付する「すまい給付金制度」を導入し、負担軽減がはかられます（震災被災者には別の給付措置が講じられます）。

なお、経過措置により5%が適用される場合は給付対象外となり、住宅ローン減税も拡充前（現行）の制度が適用されます。

◆給付額は都道府県民税の所得割額で算定

すまい給付金制度は、消費税率8%時で年収510万円以下の方が対象となり、収入額に応じて425万円以下：30万円、475万円以下：20万円、510万円以下：10万円が給付基礎額となります（10%時は年収775万円以下に10～50万円）。

ただし、510万円以下というのはモデル世帯（専業主婦と中学生以下の子供2人）での目安であり、実際の給付額は都道府県民税の所得割額に基づき算定するため、所得割額が9.38万円以下（10%時は17.26万円以下）の方が対象となります。

また、不動産登記上の持分所有者が複数いる場合は、給付基礎額に持分割合を乗じた額がそれぞれの給付額となります（居住しない方は対象外）。

なお、同制度は住宅ローンを利用しない一定の現金購入者（50歳以上で650万円以下）も対象となります。

安全運転を徹底し、人命、企業を守る

「秋の全国交通安全運動」が、今月21日～30日まで実施されています。

多くの企業が業務に自動車を利用していますが、運転をひとつ間違えば人命にかかわります。また、万一事故を起こしてしまった場合、責任は個人だけではなく、雇用者責任として会社が罪に問われることもありますので、この機会に改めて安全運転を徹底するとともに、車両の点検・整備などをしましょう。

なお、業務中の交通違反によって課せられた罰金を会社が負担した場合は、損金にはなりません。ただし、駐車違反によるレッカー代や保管料については損金に算入できません。

ノウハウはヒントとして使いこなす

経営のノウハウは、書籍やネット、セミナーなど様々な媒体で得ることができます。

しかし、どんな優れたノウハウでも全ての企業に通用するわけではないため、ノウハウから得た方法をそのまま流用するだけでは効果がない場合が多くあります。

ノウハウはあくまでもヒントとして、自社の積み上げてきた経験や、やり方、社風、取り扱う商品などに合わせてアレンジし、組み入れていくことが重要となります。